

「令和6年度戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託契約」契約結果

令和6年度戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和6年度戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託
- 2 委託内容 生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ中学生・高校生世代に対して、将来の進路選択の幅を広げ、将来の自立の助長及び基盤づくりを目的に学習支援等を実施する。
- 3 契約の相手方 株式会社トライグループ
- 4 契約金額 16,000千円
- 5 契約日 令和6年4月1日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社 トライグループ	1,090/1,572	1
公益財団法人 横浜YMCA	1,065/1,572	2

7 評価基準・評価委員会の開催経過等

- (1) 評価基準 別添のとおり
- (2) 開催日時・場所 第1回評価委員会
令和5年12月26日(火) 午後1時30分～午後2時30分 戸塚区総合庁舎8階 中会議室3
第2回評価委員会
令和6年1月9日(火) 午後2時00分～午後4時30分 戸塚区総合庁舎6階 中会議室1
- (3) 委員出席状況 第1回評価委員会
委員6名中出席者6名(充足率10割)
第2回評価委員会
委員6名中出席者6名(充足率10割)

- 8 問い合わせ先 戸塚区生活支援課
電話 045-866-8422
FAX 045-866-2683
E-mail to-seikatsushien@city.yokohama.jp

戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係る
提案書評価基準

1 評価方法

プロポーザル評価委員会において、本事業の業務委託に最適な事業者を特定するため、評価委員が提案書の内容及びヒアリング結果を基に評価を実施します。

- (1) 評価表の評価の着眼点の各項目について5段階で評価します。
- (2) 全評価委員の評価点・加点の合計（以下「総合点」という。）で提案者の順位を決め、最も高い提案者を第一順位とします。総合点が高点の場合は、委員の投票で多数決を行い、同点者の順位を決めます。票数が同じ場合には委員長の判断により順位を決めます。
- (3) 提案者が1者以上の場合、評価を実施します。
- (4) 評価委員会のヒアリングに欠席した委員は、採点ができないものとします。
- (5) 全評価委員の評価点の合計が満点の60%に満たない者は、受託候補者としません。
- (6) 評価委員会のヒアリングに出席した委員の半数以上から、評価の着眼点の項目で最低の評価（1：特に劣っている）を受けた者は、受託候補者としません。

2 評価点

5段階評価とし、係数を乗じ、評価点とします。
評価委員一人あたりの評価点の満点を250点とします。

評価	
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
特に劣っている	1

3 評価表の配点及び割合

評価項目	配点	割合 (%)
1 法人・団体等の概要・事業実績	20 点	8%
2 業務実施方針	40 点	16%
3 業務提案内容・実施手法	120 点	48%
4 業務実施体制	30 点	12%
5 業務実施上の管理運営体制	30 点	12%
6 収支予算	10 点	4%
合計	250 点	100%

※企業の取組については、提案者の提出資料をもとに事務局で加点します。

戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会 評価表

団体：

委員：

評価項目	評価の着眼点		評価	係数	評価点	最高点	関連様式
1 法人・団体等の概要・事業実績	(1)	法人・団体等の概要や経営理念等が本事業に適している。	5・4・3・2・1	2		10	様式 7
	(2)	事業実績及び活動実績から、本事業を実施できる能力を十分に有している。	5・4・3・2・1	2		10	
2 業務実施方針	(1)ア	国や本市の動向を踏まえ、生活困窮状態等にある子どもの生活環境・学習環境の現状や課題を把握している。	5・4・3・2・1	2		10	様式 8
	(1)イ	生活困窮状態等にある子ども（中学生・高校生世代）への学習支援や相談支援に対する理念や考え方を十分に有している。	5・4・3・2・1	2		10	
	(2)ア	本事業の趣旨を十分に理解し、業務実施方針が現状や課題を踏まえたものになっている。	5・4・3・2・1	2		10	
	(2)イ	業務実施方針を踏まえ、業務運営の考え方が具体的で実現性がある。	5・4・3・2・1	2		10	
3 業務実施内容・実施手法	中学生に対する取組						様式 9
	(1)	対象者の学力・学習状況等の把握、学習の効果測定が適切であり、実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(2)	個々の実情や学力に応じ、高校進学を目的とした学習支援プランの立案・進行管理、志望校の選択等に関する支援が適切であり、実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(3)	高校進学に向けた学習の仕方等について、対象者及び保護者への支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(4)	不登校や学習につまづき等がある対象者及び保護者への支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	高校生世代（概ね15歳から18歳）に対する取組						
	(5)	高校等の中退防止や進学、将来の自立に向けた支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(6)	学校生活や将来の進路選択等に関する相談支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(7)	将来の進路への動機を高め、進路選択の幅を広げるための支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	中学生・高校生世代に対する取組						
(8)	中学生・高校生世代が参加しやすく、継続的な参加につながる学習支援の場づくり・居場所づくり、参加者の定着を図るための工夫等について、具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15		

評価項目	評価の着眼点		評価	係数	評価点	最高点	関連様式
4 業務実施体制	(1)	人材や人員配置（役割・業務知識・経歴等）が適切であり、本事業を実施できる能力を有している。	5・4・3・2・1	2		10	様式10
		人材確保の考え方が適切であり、支援スタッフの確保策に工夫点が見られ、実現性がある。	5・4・3・2・1	2		10	
	(2)	職員や支援スタッフの人材育成や研修等が適切であり、実効性がある。	5・4・3・2・1	2		10	
5 業務実施上の管理運営体制	(1)	区役所・学校等の関係機関や地域団体等と連携して、効果的に業務を進められる。	5・4・3・2・1	2		10	様式11
	(2)	個人情報保護等情報管理の考え方及び管理体制が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	2		10	
	(3)	事故防止や事故及び災害発生時等のリスクマネジメントの考え方や方法、対象者及び保護者への対応が具体的で適切である。	5・4・3・2・1	2		10	
6 収支予算書	(1)	提案内容に対し、収支予算のバランスがとれている。	5・4・3・2・1	1		5	様式12
	(2)	人件費、事業費等の支出項目の内容が妥当である。	5・4・3・2・1	1		5	
合計（評価点）						250	
7 企業としての取組	(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。（従業員 101人未満の場合のみ加算）	提出書類 事務局確認 (加点)	-		2	-
	(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。（従業員 101人未満の場合のみ加算）		-		2	
	(3)	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得（プラチナえるぼし、えるぼし）、又はよこはまグッドバランス企業認定を取得している。		-		2	
	(4)	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している。		-		2	
	(5)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）。		-		2	
	(6)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		-		2	
	合計（加点）						
合計（評価点・加点）						262	